

## 阿久根市長交際費支出基準に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市長又は市長の代理として副市長若しくは職員が、市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について、種別、支出範囲その他支出基準を定めることにより、行政の円滑な執行を図ることを目的とする。

### (支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 阿久根市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 阿久根市政の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等があったもの
- (4) その他市長が特に必要と認めるもの

### (支出区分)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の区分に基づいて支出することができるものとする。

- (1) 会費 会費制で開催される懇親会、祝賀会等の参加に係る経費について支出するものとする。
- (2) 慶祝 慶事及び総会並びに各種行事等に係るお祝いについて支出するものとする。
- (3) 弔慰 葬儀、法要等における香典、供花、供物等の支出に係る経費について支出するものとする。
- (4) 見舞 病氣見舞及びり災見舞を対象として支出するものとする。
- (5) 贈答 市政運営上必要な訪問及び陳情並びに来客時等の土産代として支出するものとする。
- (6) 賛助 公益性が高く趣旨に賛同できるカンパ等に係る経費について支出するものとする。
- (7) 接遇 市政運営上必要と認められる場合の接遇に要する費用について支出するものとする。
- (8) その他 市政運営上、市長が特に支出する必要があると認めら

れる費用について支出するものとする。

(支出額)

第4条 支出額は、社会通念上妥当かつ必要最小限の額とする。

2 会費制による懇親会、祝賀会等に係る支出額は、会費相当額とする。

3 慶弔に係る支出対象者及び金額は、別表のとおりとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 別表

## 1 弔事支出基準表

区 分			本人の場合			親族の場合		備 考
			香典(円)	花輪(生花)	病氣見舞(円)	香典(円)	花輪(生花)	
1	国会議員	現	20,000	○	10,000	5,000	○	衆・参議員とも本県選出議員及び比例代表区は本県出身議員
		元	10,000	○				
2	県三役及び県議会議員	現	10,000	○	5,000	5,000		県議会議員は議長、本市及び出水郡選出議員に限る。
		元	5,000	○				
3	市議会議員	現	10,000	○	5,000	5,000	○	
		元	5,000	○				
4	市三役	現	20,000	○	5,000	5,000	○	
		元	10,000	○				
5	市各行政機関の委員	現	10,000	○				
		元	5,000					
6	他市町長及び議長	現	10,000	○	5,000			市では県下各市、町では出水郡に限る。議長については、議会事務局と協議
		元	5,000					
7	市職員	現	5,000	○				
8	県職員		5,000	○				部長職以上及び県庁阿久根会職員並びに慶弔の意を表する必要があると認める者
9	その他市長が市を代表し弔慰の意を表する必要があると認める者		10,000 ～ 5,000	△				市政協力者等

注) 1 病氣見舞いについては、原則として概ね2週間以上入院又は自宅療養の者に適用する。

2 親族の場合は原則として、配偶者及び本人の親又は子に限る。

## 2 慶事支出基準表

区 分	内 容	備 考
1	起工式、竣工式 (公共・民間施設共に)	10,000円
2	補助事業起工式・竣工式	原則として焼酎
3	各種総会・大会等の案内を受けた場合	原則として焼酎
4	国・県・他市町村等の式典	5,000～10,000円
5	その他市を代表して慶祝を表する必要があると認める式典等	5,000～10,000円